

木津中央地区住所変更のしおり

木津中央地区(城山台地区)は、都市再生機構が土地区画整理事業として開発を進めてきましたが、開発が終わりに近づき、「換地処分」という手続きが近々行われます。

これに併せて、今まで「行政町名(底地番)」と「仮換地番号」の2つで住所の表示をしていたものを今後は、「城山台」のみを使用いただくこととなります。

具体的な住所の表し方は、下の例のとおりですが、表し方が変わることによって、皆様で各種住所変更の手続きが必要となりますので、このしおりをよくお読みいただきますようお願いいたします。

住所の表示方法が次のようになります。

現在(平成27年1月30日まで)
(行政町名) 木津川市 大字□□ 小字□□ ○番地
(仮換地番号) (城山台○-○街区 ○画地)

実施後(平成27年1月31日から)
(行政町名) 木津川市城山台 △丁目△番地△

◎ 実施日 **平成27年1月31日(土)** から変わります

◎ 市役所で取り扱う書類の書き換えについて

市役所で取り扱っている書類(戸籍簿、住民基本台帳、印鑑登録原票、選挙人名簿などの公の書類)は、全て新しい住所の表示に書き替えますので、ご自身での手続きは不要です。

◎ ご自身で手続きをしていただくものについて

ご自身で手続きしていただくものについては、裏面の「住所変更に伴う各種手続きの方法について」をご参照いただき、それぞれ定められた手続きをしていただきますようお願いいたします。

◎ 法務局関係

①換地処分と住所の表し方の変更による土地・家屋の表示の変更は、法務局で行われますので、ご自身での手続きは不要です。土地・家屋の登記簿に記載されている所有者などの住所は、変更する必要がありますが、急ぐ必要はございません。

②売却・抵当権の設定など住所を変更する必要が起こった時まで、現状のままで差し支えありません。

③会社役員の住所や事業所の所在地の住所などは、手続きの期限がありますのでご注意ください。

◎ 同封書類の説明

○ 住所の表示変更証明書

本証明書は、皆様の新住所をお知らせするとともに、証明書としてお使いいただけます。コピーして利用することもできますが、利用できない機関もありますので、予め提出先にご確認をお願いします。

証明書が更に必要な場合は、市役所(市民年金課、加茂支所市民福祉課、山城支所市民福祉課、西部出張所、都市計画課)において、2月2日(月)以降無料で発行します。

証明書発行時に来庁者の本人確認のため、運転免許証、保険証、パスポート等の提示をお願いしています。同一世帯員以外の方が申請される場合は委任状が必要となります。

なお、この証明書は、平成26年12月末のデータを基に作成しています。

※ 本籍の変わる方には、換地処分後に別途、市民年金課よりお知らせします。

○ 住所変更通知ハガキ(50枚)

新しい住所を親類、知人、取引先等へ知らせるこのハガキは、あなたの住所、氏名もしくは、会社名、及び相手先の宛名をご記入されましたら、輪ゴムなどでひとまとめにしてポストへ投函してください。

このハガキは、切手不要(郵送料無料)の通信事務となっておりますが、新住所を通知するという本来の目的を損なわないものであれば、簡単な時候のあいさつなどについての記載は可能です。

また、今の住所でも郵便物は配達されますのでご安心ください。

※ 郵便番号(619-0218)の変更はありません。

裏面の「住所変更に伴う各種手続きの方法について」の関係機関連絡先

機関名	住所	電話番号	
木津警察署内交通安全協会	木津川市木津南垣外 15	0774-72-0110	
京都府警自動車運転免許試験場	京都市伏見区羽束師古川町 647	075-631-5181	
近畿運輸局京都運輸支局	京都市伏見区竹田向代町 37	050-5540-2061	
軽自動車検査協会京都事務所	京都市伏見区竹田向代町 51-12	050-3816-1844	
京都地方法務局木津出張所	木津川市木津駅前一丁目 50	0774-72-0265	
京都地方法務局法人登記部門	京都市上京区河原町通荒神口東入上生洲町 197	075-231-0292	
京都南年金事務所	京都市伏見区竹田七瀬川町 8-1	お客様相談室	075-644-1165
		厚生年金適用調査課	075-643-3542
		国民年金課	075-643-2547
京都府山城南保健所	木津川市木津上戸 18-1	企画調整室	0774-72-4301
		保健室	0774-72-0981
全国健康保険協会京都支部	京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 634 カラスマプラザ21	075-256-8631	

※ 各種お問合せは、直接、関係機関へお願いします。